

平成22年以前は避難指示解除準備区域（浪江町）の実家に居住して兼業農家を営み、同年、転勤のため福島市の賃貸アパートに転居していた申立人ら（父、母、子）について、転居後も週末には実家で農作業をしていたこと、原発事故前は申立人父の定年退職後、実家に戻る予定であったこと等を踏まえ、申立人父が定年退職した平成28年4月以降、原発事故がなければ浪江町に生活の本拠があったと認められるとして、同月分から同年11月分までの日常生活阻害慰謝料、生活費増加分（家賃）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 申立人X1

	損害項目	金額	期間
ア	精神的損害	80万円	平成28年4月1日から 平成28年11月30日まで
イ	生活費増加（家賃）	54万円	平成28年3月18日支払分から 平成28年11月16日支払分まで
ウ	本件和解仲介に関する弁護士費用	4万0200円	
	合計	138万0200円	

(2) 申立人X2

	損害項目	金額	期間
ア	精神的損害	80万円	平成28年4月1日から 平成28年11月30日まで
イ	本件和解仲介に関する弁護士費用	2万4000円	
	合計	82万4000円	

(3) 申立人X3

	損害項目	金額	期間
ア	精神的損害	80万円	平成28年4月1日から 平成28年11月30日まで
イ	本件和解仲介に関する弁護士費用	2万4000円	
	合計	82万4000円	

(4) 上記合計302万8200円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項の損害項目及び期間についての和解金として、金302万8200円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年1月13日

(仲介委員 山本昌彦)